

平成30年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月14日(採決)

平成30年 第4回 定例会 会議録

日時 平成30年12月14日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
		5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	松 田 秀 幹
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	黒 瀬 英 三
まちづくり課長	三 明 祐 治	税 務 課 長	久 芳 良 行
収 納 課 長	松 岡 秀 策	住 民 課 長 補 佐	田 村 明 広
健 康 課 長	浦 上 利 浩	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産 業 観 光 課 長	栗 原 俊 孝	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こ ども 育 成 課 長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	松 熊 大

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、12月10日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますのでその報告をさせていただきます。発言内容を慎重に検討し、一部文言及び字句等の訂正を行っております。ご協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載しております議事日程のとおりでございますが、本日、町長より議案の撤回請求が提出されましたので、本日の議題といたします。

これより、日程に従い議事を進めます。

日程第1、「議案の撤回請求について」を議題といたします。

それでは、町長に撤回理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

それでは、議案の撤回請求について説明をいたします。

本定例会に提出いたしました議案第85号「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の減免について」は、監査委員から平成29年度の監査において、「篠栗町土木工事負担金徴収条例では、工事により利益を受ける者から負担金を徴収することと規定しており、議会の同意を経て負担金を免除することができることとから、適正な対応をするように」との指摘を受け、該当の工事に係る負担金として、平成28年度から平成29年度までの5件と平成30年度の6件について、受益者負担金の減免について提案をしたものでございました。

総務建設委員会にてご審議いただいた中で、決算が認定されている過年度分と現年分について、同じ議案の中で審議すべきではなく、あとの事務処理に違いがあることから議案を分けて審議すべきとのご意見をいただきました。執行部として慎重に検討した結果、次回の議会において、総務建設委員会でのご意見を踏まえ新しい案を提出すべきと判断し、篠栗町議会会議規則第20条の規定により、本議案を撤回するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） お諮りします。

ただいま、議題となっております議案の撤回請求について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

従いまして、議案の撤回請求については、許可することに決定いたしました。

日程第2、議案第78号「篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。村瀬委員長。

○総務建設常任委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第78号「篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、自治体の義務として発送する督促状に事務の対価として手数料を課すことは、行政サービスの観点から望ましくないため、町の税債権における督促手数料の徴収を廃止することについて、議会の議決を求められたものであります。

審査の中で納期内納税者との公平性の確保について質疑があり、延滞金を徴収することが唯一税負担の公平性を確保するものであるとのことでした。

なお、本条例は、平成31年4月1日から施行されます。

この条例の施行の日より前に納期限が到来する債権に係る督促手数料については、従前の例によるものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第78号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第79号「篠栗町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。  
村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第79号「篠栗町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、議案第78号と同じく義務である督促状の発送において、手数料を徴収することは望ましくないため、町の債権における督促手数料の徴収を廃止することについて、議会の議決を求められたものであります。

なお、本条例は、平成31年4月1日から施行されます。

この条例の施行の日より前に納期限が到来する債権に係る督促手数料については、従前の例によるものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第79号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第80号「篠栗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第 80 号「篠栗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、議案第 78 号と同じく義務である督促状の発送において手数料を徴収することは望ましくないため、町の債権における督促手数料の徴収を廃止することについて、議会の議決を求められたものであります。

なお、本条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行されます。

この条例の施行の日より前に納期限が到来する債権に係る督促手数料については、従前の例によるものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 80 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 81 号「篠栗町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生常任委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第 81 号「篠栗町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、篠栗町多々良川流域関連公共下水道事業の事業計画変更に伴い、下水道事業の経営の規模に関する各数値を変更するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、排水区域面積、排水人口及び1日最大処理能力を改正するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第81号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第82号「住居表示の実施区域及び方法について」を議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生常任委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第82号「住居表示の実施区域及び方法について」

本議案は、住居表示を実施すべき市街地の区域を定め、また、当該区域における住居表示の方法を「街区方式」によるものとするため、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求められたものです。

なお、住居表示を実施すべき市街地の区域の面積は、約6.4平方キロメートルであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第82号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第83号「指定管理者の指定について」を議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生常任委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第83号「指定管理者の指定について」

本議案は、篠栗町葬祭場の現指定管理者の指定期間が、平成31年3月31日となっており、新たに5年間、指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求められたものです。

指定管理者の選定にあたっては、篠栗町公の施設に係る指定手続等に関する条例第6条の規定により、選定委員会が設置され、同委員会にて選定がなされております。

指定管理者となる団体の名称は、社会福祉法人 篠栗町社会福祉協議会で、新たな指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。



本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第83号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第84号「激甚指定を受けた平成30年7月豪雨災害で被災した農業用施設災害復旧工事に伴う受益者負担金の減免について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第84号「激甚指定を受けた平成30年7月豪雨災害で被災した農業用施設災害復旧工事に伴う受益者負担金の減免について」

本議案は、激甚指定を受けた平成30年7月豪雨災害で被災した農業用施設災害復旧工事に伴う受益者負担金について、篠栗町土木工事負担金徴収条例第4条第2号の規定を適用し減免することについて、議会の同意を求められたものであります。

主な内容は、同災害で被災した萩尾区の農業用水路施設及び山手区内の多々良川にある広田井堰の災害復旧工事に伴う受益者負担金合計132万6,780円について減免を行うものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決し同意することに決定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第84号は、委員長報告のとおり、可決し同意することに決定いた

しました。

日程第9、議案第86号「平成30年度篠栗町一般会計補正予算（第6号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第86号「平成30年度篠栗町一般会計補正予算（第6号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,919万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ102億4,873万1,000円とするものです。

歳出では、総務費198万8,000円の減、民生費2,294万7,000円増、衛生費36万円増、農林水産業費1,760万4,000円の増、土木費32万7,000円増、災害復旧費263万4,000円増、公債費268万7,000円減。

歳入では、地方交付税2,757万9,000円増、国庫支出金328万3,000円増、県支出金2,417万円増、諸収入205万3,000円減、町債1,378万2,000円の減。

また、債務負担行為補正では、庁舎環境衛生管理業務委託について 限度額78万1,000円、納税通知書ブックイング業務委託については 限度額150万円、妊婦一般健康診査委託については 限度額3,182万2,000円、定期予防接種広域接種委託については 限度額515万7,000円の債務負担行為を行うもので、期間を平成31年度とし、また、行政事務包括委託については 限度額6億3,000万円、放課後児童クラブ・児童館運營業務委託については 限度額2億1,286万9,000円の債務負担行為を行うもので、いずれも期間を平成31年度から平成33年度までとするものであります。

地方債補正では、臨時財政対策債について、起債の限度額が3億4,454万5,000円に増額、また、一般会計出資については 限度額1,110万円、地方道路等整備事業については 限度額270万円が廃止され、一般財源へ財源更正されております。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第86号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第87号「平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 議案第87号「平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について」

本議案は、平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計予算において、平成31年度のレセプト点検業務委託を円滑に行うため、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるもので、事項「レセプト点検業務委託」、期間「平成31年度」、限度額「280万8,000円」とするものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第 87 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 11、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、各常任委員長から会議規則第 75 条の規定により、タブレットに掲載の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設、文教厚生、両委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、総務建設、文教厚生、両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第 45 条の規定により、議長に委託していただきたいと思いますがご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで、町長何か発言することがありましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 平成 30 年第 4 回定例会の閉会にあたりご挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

「篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について」をはじめ条例の制定 4 件、「住居表示の実施区域及び方法について」「指定管理者の指定について」「激甚指定を受けた平成 30 年 7 月豪雨災害で被災した農業用施設災害復旧工事に伴う受益者負担金の減免について」平成 30 年度補正予算 2 件の、上程いたしました 10 議案のうち撤回いたしました議案第 85 号を除く 9 議案について、可決・承認いただきましたことを感謝申し上げます。

議案第 85 号「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の減免について」につきましては、先ほど議案の撤回を許可いただきましたが、その撤回理由でも申し上げ

ましたとおり、過年分と現年分の負担金を免除することになったのちの事務処理について明確に規定してなかったこともあり、改めて議案を提出することとしたものでございます。執行部として議案の検討が不十分であったことを深くお詫びいたします。

本定例会の一般質問や、総務建設・文教厚生委員会での審議、予算特別委員会での審議を通して、議員の皆様から行政職員としての厳格な事務に欠けるところが見られるとのご指摘をいただきました。私は日頃から、住民の皆様はお客様だと思っ、て、住民に喜ばれて喜ぶ仕事をしようということをごとあるごとに話しておりますが、当然のことながら行政は、憲法、国の法律はもとより、県や篠栗町の条例の下に公平な仕事を進めるべきものであることは大前提でございます。そうした点を再確認し、今後とも法に則った厳正な行政運営を進めてまいります。

議員の皆様におかれましては、来春改選期を迎えます。今後の篠栗町議会と町行政の関係をより密接に、そして行政水準をレベルアップさせて、地方自治体における議会と行政のあり方、かくあるべしという先進的な姿とするために、この4年弱の期間の総括の全員協議会の機会をぜひ提案したいと考えております。

これまで、地方自治法に謳うところの議会の権限・義務、或いは、行政執行部が議会に委ねなければならない事案やチェックの範囲など、少々曖昧に進めてきた点があり、そうしたことで、お互い齟齬をきたしてしまうような事態になったことも大きな反省点でございます。

篠栗町の議会と行政が住民の福祉の増進のための車の両輪となって邁進することができますよう、地方自治法上の議会と行政のあり方をより明確に示す「篠栗ルール」を作るべく、今後、協議の場を持つことができればありがたいと考えているところでございます。また改めて、ご相談したいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

最後に、来年も町職員一丸となって諸課題の解決と「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の完遂を目指して努力してまいりますので、議員の皆様におかれましては、引き続きご指導、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

今年も残すところ2週間余りでございます。どうぞ、来年も皆様にとって良い年となりますよう祈念申し上げ、篠栗町議会平成30年第4回定例会の閉会の挨拶といたします。

長期間のご審議、誠にありがとうございました。

そして、今年1年どうもありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 本日の会議を閉じます。

これを持ちまして、平成30年第4回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時34分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法  
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会副議長

阿部 寛治

---

篠栗町議会議員

村瀬 敬太郎

---

篠栗町議会議員

今長谷 武和

---